

就学支援金の申請をしない場合も、手続していただく必要があります。

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien オンライン申請マニュアル

～新規申請編～

「意向登録」「受給資格認定申請」を行うためのマニュアルです。

【申請〆切 6月7日（金）】

※個人番号（マイナンバー）を入力等する際に、別人のマイナンバーを入力等する誤りが発生しておりますので、ご注意ください。

例1：父と母それぞれのマイナンバーを入力すべきところ、
父と父または母と母のマイナンバーを誤入力

例2：父（または母）のマイナンバーを入力すべきところ、
生徒本人や祖父母等のマイナンバーを誤入力

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続きを、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。

- 本書の内容は、以下のとおりです。
 1. 受給資格認定申請の流れ [P.3](#)
 2. 操作説明
 - 2-1. e-Shienにログインする [P.4](#)
 - 2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する . . . [P.5](#)
 - 2-3. 受給資格認定の申請をする [P.7](#)

※本文中の画面表示は、一部古い場合があります。

- e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



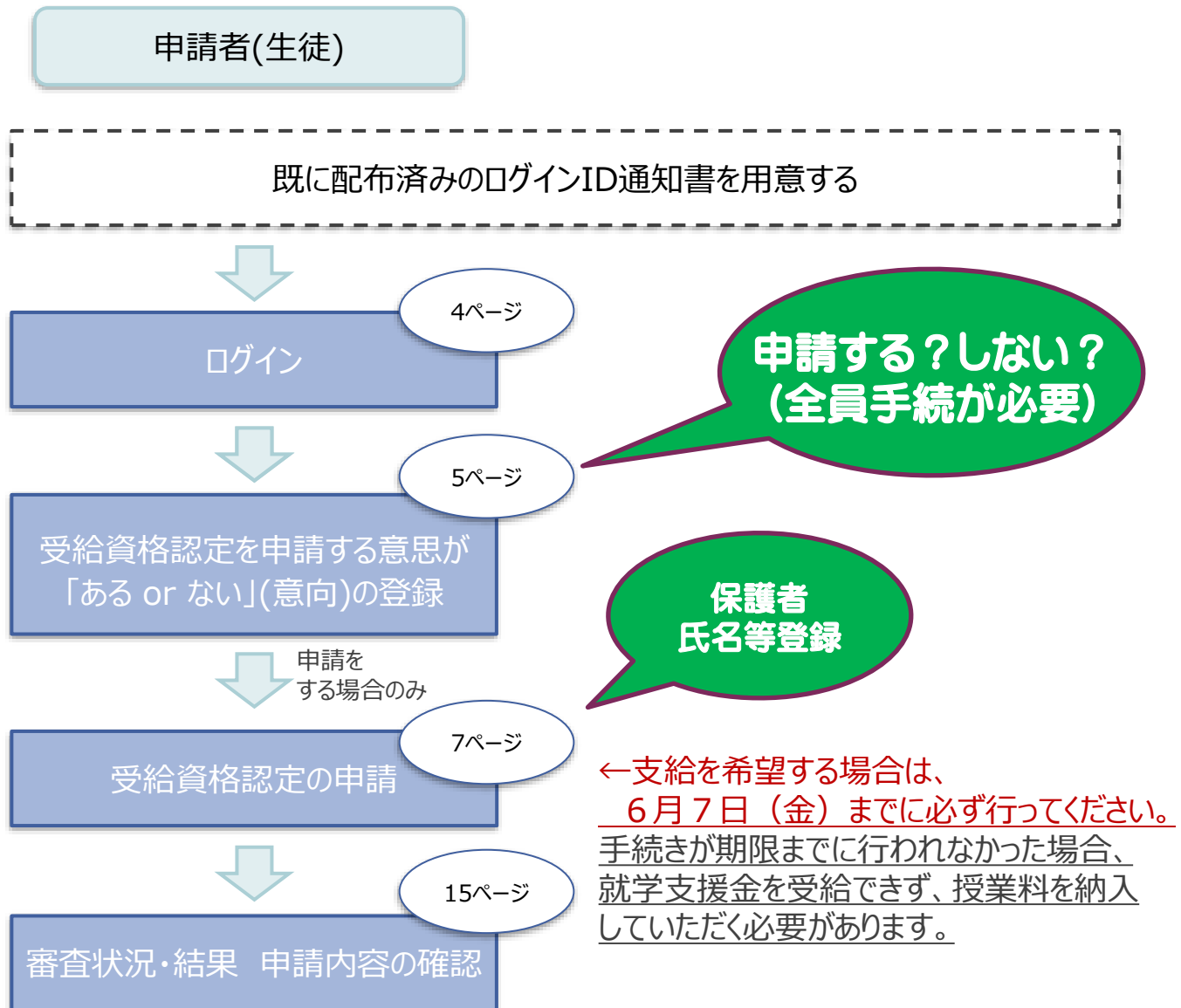
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。

受給資格認定の申請



※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。
必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者
等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

凡例

○ページ

○ページ参照

/

■

e-Shienを使用する手順

/

□

システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

- ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

ログインID通知書のサンプル

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請(再)	文部科学省の承認申請が主だったため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

意向登録

1 意向登録
申請意向登録

2 意向確認
入力内容確認

3 登録完了
受付番号発番

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。

- 1 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返還不要です。
- 2 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できません。授業料を納付する必要があります。
- 3 高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、必ず受給資格認定を学校が定める期限までに申請して下さい。期限以前に学校へ受給資格認定申請のあったときは、受給資格認定申請のあった月からの支給となり、遡って受給することはできません。

✓ 意向確認

どちらかを選択

申請する

申請しない

3 入力内容確認

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
 - 就学支援金の支給を希望する場合
➡ 上部：申請をします。
 - 保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円 ※）を超えている場合
 - 上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
➡ 下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成によっては異なる場合があります。

6ページへ

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

登録内容

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

1 本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- I 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。
②失職等の申請急変事由による申請を行う場合は、「続けて受給資格認定申請（申請急変）を行う」またはメニューの「認定申請（申請急変）」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険受給資格者証や給与明細書等の提出が必要になります。
意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号	申請内容
R-23-035-04-0001-1000	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

1 続けて受給資格認定申請を行う

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

・申請をする場合

- ➔ 中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

7ページへ

・申請をしない場合

- ➔ 手続きは完了です。
7ページ以降の登録は不要です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(7～20ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

申請名	申請説明
新規申請	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
変更申請	先般得心算計数変更事由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- 6ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

1 記入上の注意 印刷

1 2 3 4 5 6

1 生徒情報入力 2 学校情報入力 3 保護者等情報入力 4 保護者等情報入力状況取値 5 入力内容確認 6 申請完了

2

3 学校情報入力

手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

- 申請を中断した後に再開する手順は、16ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

1 2 3 4 5 6
生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 **I-1** 2024年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 **I-1** あり なし

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (定時制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について **2**

保護者等情報入力 **3**

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
 - ・過去に他の学校に在籍した期間がない場合 → **3**に進みます。
 - ・過去に他の学校に在籍した期間がある場合 → **9ページへ**
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
 - **10ページへ**

補足

- I-1** 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I-2** 支給が停止されていた期間を入力します。
- II** 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

↓ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 2024年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 **I-2** あり なし

過去の支給停止期間 (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

過去に別の高等学校等に在学していた期間について **I-2**

戻る

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (2/2)

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 必須 2024年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須
 あり なし
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (定時制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 開く +

← 認定申請登録 (生徒情報) に戻る 保護者等情報入力 >

手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進むとするとエラーになります。
- II 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 必須 2024年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須
 あり なし
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (定時制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 閉じる -

2 3 在学期間追加 +

II III 学校の名称 必須 (例) 〇〇県立〇〇高等学校

在学期間 必須 (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

うち支給停止期間 必須
 あり なし
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。
支給停止期間とは (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日 +

学校の種類・課程・学科 必須 --選択してください --選択してください

← 認定申請登録 (生徒情報) に戻る 3 保護者等情報入力 >

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (1/3)

手順

- 1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

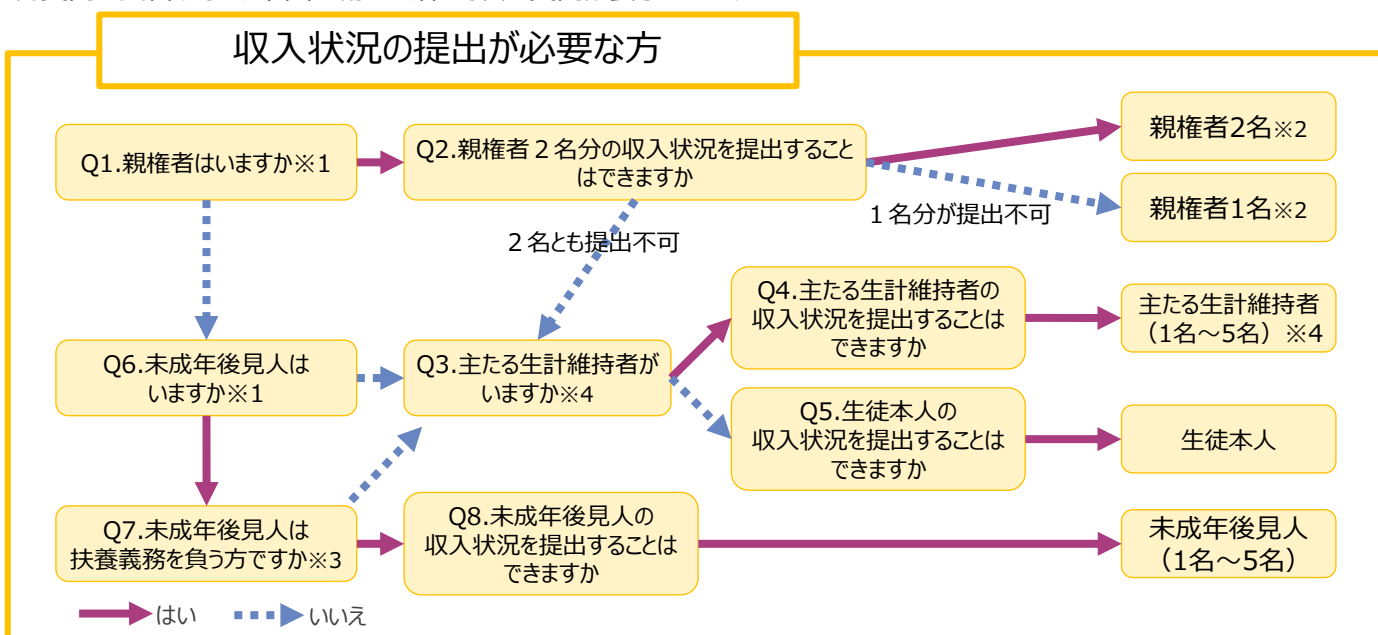
11ページへ

補足

- ・各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)
- ・個人番号を入力する等により、収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

収入状況の提出が必要な方



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。

・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合

・今までに一度も日本国内に住所を有したことがないため個人番号の指定を受けていない場合 等

詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (2/3)

手順

- 1 すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄 (人数分)が表示されるので、情報を入力します。
- 2 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- 3 個人番号を入力する場合
→ 13ページへ **推奨**

個人番号カードを使用して自己情報を提出する
→ 推奨しないため選択しないでください。

システム外で提出する場合「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。
→ 14ページへ
※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

- I 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- III 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- IV 課税地は**その年の1月1日現在**の住民票の届出住所です。
- V 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（3/3）

生活保護関係情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください）。

1 受給あり

福祉事務所設置自治体

2 都道府県 必須

I 福井県

市区町村 必須

II -

令和6年1月1日時点で生活保護（生活扶助）を受給している福祉事務所設置自治体を選択してください。

手順

- 1 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- 2 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

- II 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

※1 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書の原本（令和6年1月1日時点で生活保護（生活扶助）を受給していることが確認できるもの）の提出もお願いします。
※2 11ページの収入状況提出方法は、「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面

1 個人番号を入力する

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号

(例) 1234 5678 9012

I 本人確認用画像

生徒本人の①個人番号、②氏名、③生年月日又は住所が記載されている書類を画像で添付してください。
(例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・1ファイルで添付してください。
- ・サイズは3MB以下としてください。
- ・形式は、JPEG形式(拡張子.jpeg, jpg)又はPDF形式としてください。

ファイル名

選択されていません

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

II 生活保護関係情報

上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受けている場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。当該自治体が都道府県の場合(該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください)。

受給あり 受給なし

2 課税地情報

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、「I」にチェックを付けてください。

都道府県

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

III

IV 日本国内に住所を有していない。

保護者等の個人番号を入力します。

○別人の個人番号を誤って入力していませんか。
(例：父親の欄に母親の番号を入力)

○数字の入力誤りはありませんか。
(例：6と9を誤って入力)

令和6年1月1日時点で海外に在住または生活保護(生活扶助)を受けていた方は、こちらにチェックしてください。

令和6年1月1日時点で海外に在住していた方は、「日本国内に住所を有していない」にチェックしてください。

手順

- 1 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- 3 「入力内容確認 (一時保存)」ボタンをクリックします。

14ページへ

補足

- I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されません。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- II 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在**の住民票の届出住所となります。
※単身赴任されている場合等、住民票の届出住所と課税地が異なる場合もあります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< 認定申請登録 (学校情報) に戻る

3

入力内容確認 (一時保存)

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録確認画面



認定申請登録確認



1

申請情報	
申請日	
生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	番付11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@next.go.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	茨城県立〇〇高等学校
在学期間	2021年04月01日 ～ 現在
うち支給停止期間	

一部表示を省略

確認事項

以下の内容を確認の上、口にチェックをつけてください。 必須

2

I

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

[? メールアドレスの利用目的および注意事項](#)

本申請の個人番号及び本人確認画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。

本申請内容は、事実に相違ありません。

本申請に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の徴収又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

II

3

[← 認定申請登録\(収入状況取得\)に戻る](#)

本内容で申請する

手順

- 1 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- 3 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

15ページへ

補足

- I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

8. 認定申請登録結果画面



手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。※課税証明書や生活保護受給証明書で申請する方は、7月12日までに提出するようにしてください。

補足

- I 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- II メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性もあります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

審査結果(完了)は、9月下旬頃に学校から通知予定です。

9. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請内容	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	1
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

10. 認定申請登録 (再開確認) 画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ヘルプ ログアウト

学務課 茨城県立のついで高等学校 ログインID: 11545413 ユーザー名 支庫 支庫

認定申請登録 (再開確認)

申請中断時の受給資格認定申請が保存されています

保存された受給資格認定申請を使用して申請を再開するが選択してください。

1 Q: 申請を再開しますか？

はい、保存された受給資格認定申請を使用して申請を行います。

入力欄には、保存された受給資格認定申請が反映されます。
中断時に入力・変更された内容の修正から入力する場合は、こちらを選択してください。

いいえ、新たに受給資格認定申請を入力します。

中断時に入力・変更された内容を削除して新たに入力する場合は、こちらを選択してください。

保存された受給資格認定申請が削除されます。この画面へ戻ると、経歴から申請を再開することも可能です。

2 < マイページに戻る > < 受給資格認定申請を行う >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
 - ・**保存済みの情報を使用して申請を再開する場合**
➡ 上部：はい
 - ・**新しく情報を入力する場合**
➡ 下部：いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。